ひとり親家庭医療制度について

【対象者】

ひとり親家庭の親及び満１８歳までの子

（満１８歳までの子とは、１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある子）

児童扶養手当の扶養義務者の所得制限と同等の所得基準があります。

【府内で受診する場合】

マイナ保険証等と福祉医療費受給者証［親］を医療機関窓口で提示すると自己負担なしで受診できます。ただし、保険給付の対象とならない費用（薬の容器代、文書料、健康診断料等）や入院時の食事代は本人負担です。

【府外で受診する場合】

マイナ保険証等のみを医療機関窓口で提示して受診し自己負担分を支払い、必ず領収書を受け取ってください。後日、領収書を添えて手続きをされますと、お支払いされた自己負担分をお振込みします。

≪払い戻し手続きに必要なもの≫

医療機関の領収書・印鑑・振込先のわかるもの・マイナ保険証等・福祉医療費受給者証［親］をご持参ください。

マイナ保険証等：マイナ保険証、資格確認書、健康保険証のこと

【手続きについて】

・加入している健康保険や、住所に変更があった場合→変更手続き
・婚姻等でひとり親に該当しなくなった場合→喪失手続き

必ず下記担当へ届け出てください。

【福祉医療費受給者証（親）の更新について】

福祉医療費受給者証（親）は最長１年の期限があり、毎年８月に更新をします。

所得が制限限度額を超える場合は、受給者証をお渡ししませんので、その旨の通知をします。

問合せ先
綾部市役所　子育て支援課　子育て担当
0773-42-4252（直通）

●所得制限限度額について

この制度は、申請者（親）の世帯の主たる生計維持者（親又は親と同一世帯の者でその所得が親の所得よりも多い者）の所得を審査させていただきます。
基準額は以下の通りです。

扶養親族等の数	主たる生計維持者の所得
０人	２，３６０，０００円未満
１人	２，７４０，０００円未満
２人	３，１２０，０００円未満
３人	３，５００，０００円未満
４人	３，８８０，０００円未満
５人	４，２６０，０００円未満

※扶養親族とは、児童の数ではなく税法上の扶養親族の数です。
※児童扶養手当の孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の所得制限限度額と同じ取り扱いです。併せて児童扶養手当の所得制限限度額についてもご確認ください。